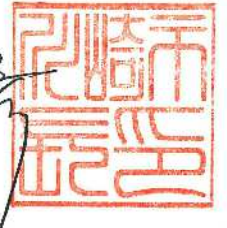


川崎市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 **12** 月 **26** 日

川崎市長

福田 紀



川崎市規則第**97**号

川崎市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市下水道条例施行規則（昭和36年川崎市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

